

〈諮問第3号〉

滝川都市計画下水道の変更について

(滝川市決定)



滝川都市計画下水道の変更について

1. 都市計画下水道とは

都市計画下水道とは、都市計画法第11条第1項第3号に基づき、都市の健全な発展と公衆衛生の向上を目的に定められた「都市施設」として位置付けられ、将来の土地利用や人口動態を見据え、処理場や主要な管渠の「名称、位置、区域、規模」を決定したものである。

2. 都市計画下水道変更の目的

令和8年度から滝川市下水終末処理場の解体を予定しており、都市計画決定から処理施設を廃止すると共に、土地利用計画や現行基準等との整合を図るため、都市計画下水道の変更を行うものである。

3. 都市計画下水道変更の概要

1) 処理施設の廃止

施設の老朽化が著しく遊休施設となっている滝川市下水終末処理場を廃止する。

2) 排水区域の変更

用途地域の見直し等、これまでの土地利用状況の変化に伴い、排水区域の変更を行う。

- ① 測量精度の向上による用途地域面積拡大に伴う排水区域の変更
- ② 江部乙地区及び北滝の川地区の用途地域面積縮小に伴う排水区域の変更

3) 幹線管渠の廃止

都市計画運用指針の改定に伴い、都市計画として定めるべき幹線の規模（対象とする排水区域面積）が見直されたことに伴い、栄町1号幹線ほか12幹線を廃止する。

4. 都市計画下水道変更の流れ

- 令和7年11月17日 北海道事前協議（12月19日回答 意見なし）
- 令和8年1月19日～2月2日 都市計画案の縦覧（意見なし）
- 令和8年2月27日 滝川市都市計画審議会
- 令和8年3月上旬～中旬 北海道協議
- 令和8年3月下旬 都市計画決定・告示

変 更 説 明 書

1 下水道の名称 滝川市公共下水道

2 変更概要

- 1) 滝川市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化が著しく今後利用の見込みがない遊休施設である滝川市下水終末処理場を廃止する。
- 2) 都市計画用途地域の変更等に伴い、排水区域を変更する。
 - ① 測量精度の向上による用途地域面積拡大に伴う排水区域の変更
 - ② 江部乙地区及び北滝の川地区の用途地域面積縮小に伴う排水区域の変更
- 3) 都市計画運用指針の改定に伴い、栄町 1 号幹線ほか 12 幹線を廃止する。

3 変更内容

1) 処理施設

名 称	位 置	面 積	備 考
滝川市下水終末処理場	滝川市中島町	約 3,900m ²	廃止

(変更の内容)

滝川市下水終末処理場は、昭和 51 年より簡易処理施設として稼働し、昭和 61 年に石狩川流域下水道奈井江浄化センターの運転開始に伴い滝川市の下水処理機能は同センターへ移管され、現在は遊休施設となっている。

近年は施設の老朽化が著しく、早期の改善を求められていたものの、下水道事業会計の財政状況を鑑みて対応を見送っていたが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」における処分制限期間 50 年が経過し、かつ今後においても施設を有効活用する見込みもなく、令和 8 年度から財政措置が可能となったため、滝川市公共施設等総合管理計画に基づき廃止する。

2) 排水区域

- ① 測量精度の向上による用途地域面積拡大に伴う排水区域の変更
 (変更前) 排水区域 約 1,631ha
 (変更後) 排水区域 約 1,640ha (約 9ha 増)

(変更の内容)

平成 25 年 4 月に行われた用途地域の変更において、全体面積の修正が行われたことに伴い排水区域を拡大する。

なお、排水区域面積のみの軽微な変更は、他の変更が生じた際に併せて行うこととしてよいと北海道から技術的助言を受けていたことから、今回の変更で整理を行うものです。

- ② 江部乙地区及び北滝の川地区の用途地域面積縮小に伴う排水区域の変更
 (変更前) 排水区域 約 1,640ha
 (変更後) 排水区域 約 1,638ha (約 2ha 減)

(変更の内容)

諮問第 2 号「滝川都市計画用途地域等の変更について」における江部乙地区及び北滝の川地区の用途地域縮小に伴い排水区域を縮小する。

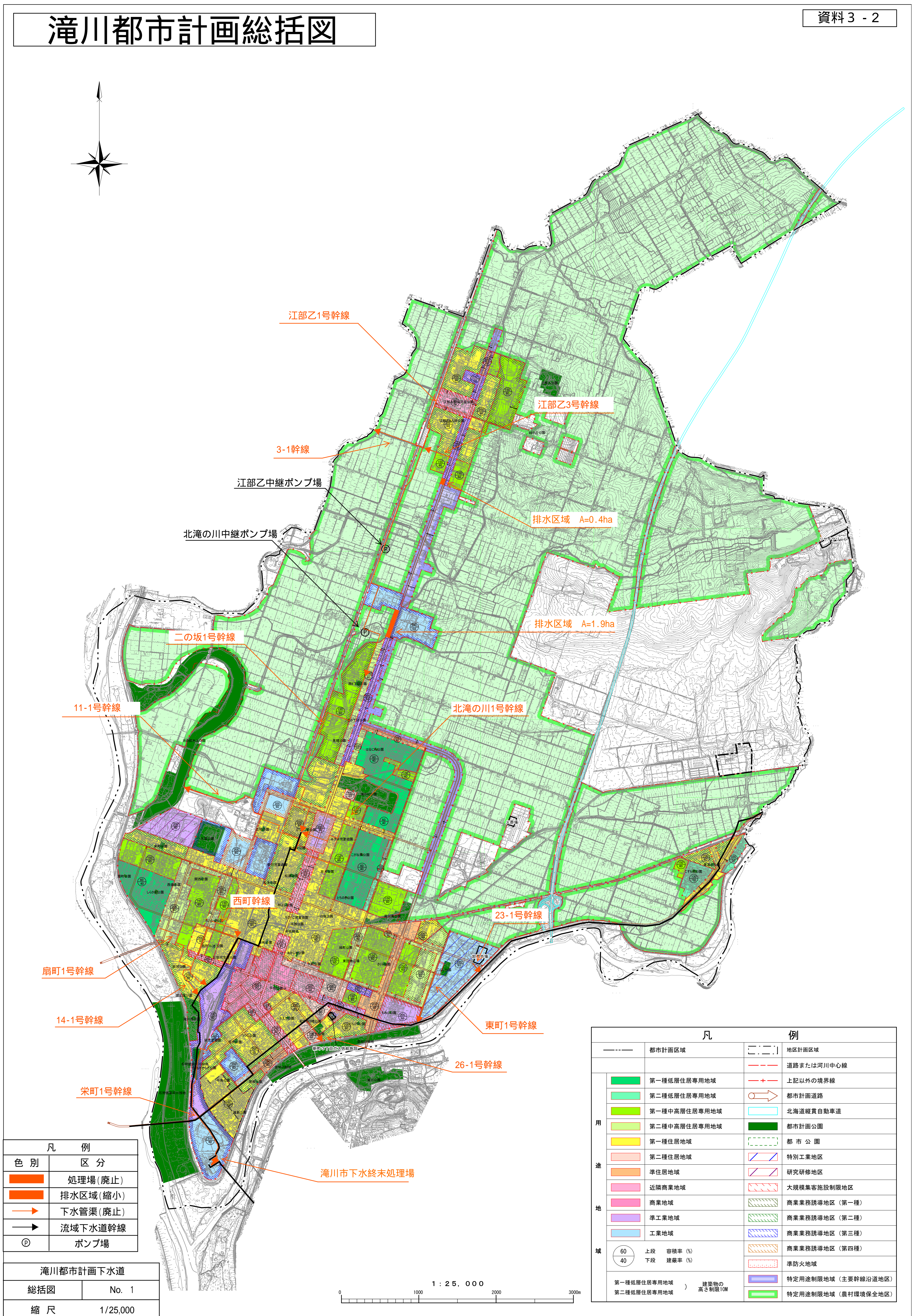
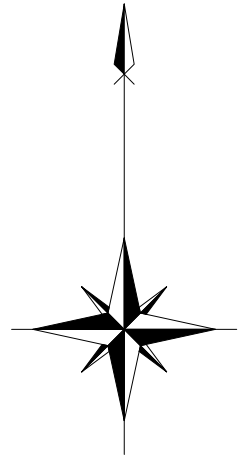
3) 幹線管渠

名称	位置		備考	変更の内容
	起点	終点		(共通) 新基準の適用
栄町 1 号幹線	滝川市中島町	滝川市花月町 1 丁目	φ 2.7m~0.9m、L=1950m 合流式	廃止
二の坂 1 号幹線	滝川市滝の川町 西 8 丁目	滝川市黄金町 西 2 丁目	φ 0.8m~0.7m、L=2,770m 分流式汚水	廃止
北滝の川 1 号幹線	滝川市黄金町 西 2 丁目	滝川市二の坂町 東 2 丁目	φ 0.5m~0.4m、L=1,080m 分流式汚水	廃止
西町幹線	滝川市西町 1 丁目	滝川市西町 4 丁目	φ 0.6m~0.5m、L=490m 分流式汚水	廃止
扇町 1 号幹線	滝川市有明町 5 丁目	滝川市扇町 1 丁目	φ 0.6m~0.5m、L=1,500m 分流式汚水	廃止
東町 1 号幹線	滝川市東町 1 丁目	滝川市東町 6 丁目	φ 0.6m~0.5m、L=700m 分流式汚水	廃止
26-1 号幹線	滝川市新町 4 丁目	滝川市新町 3 丁目	φ 2.0m、L=110m 分流式雨水	廃止
11-1 号幹線	滝川市泉町	滝川市黄金町 東 1 丁目	φ 3.7m~2.2m、L=2,240m 分流式雨水	廃止
14-1 号幹線	滝川市有明町 6 丁目	滝川市西町 2 丁目	φ 3.0m~2.4m、L=1,640m 分流式雨水	廃止
23-1 号幹線	滝川市東町	滝川市流通団地 3 丁目	φ 4.7m、L=190m 分流式雨水	廃止
江部乙 1 号幹線	滝川市滝の川町 西 8 丁目	滝川市江部乙町 西 13 丁目	φ 0.6m~0.3m、L=4,650m 分流式汚水	廃止
江部乙 3 号幹線	滝川市江部乙町 西 11 丁目	滝川市江部乙町 西 11 丁目	φ 0.3m、L=420m 分流式汚水	廃止
3-1 号幹線	滝川市北滝の川	滝川市江部乙町 西 10 丁目	φ 2.1m、L=690m 分流式雨水	廃止

(変更の内容)

都市計画運用指針の改定に伴い、幹線管渠の基準が「100ha 以上の排水区域を担う管渠」から「1,000ha 以上の排水区域を担う管渠」に変更されたことから、排水区域が 1,000ha 未満の栄町 1 号幹線ほか 12 路線を廃止する。

滝川都市計画総括図



凡	例
色別	区分
■	処理場(廃止)
■	排水区域(縮小)
→	下水管渠(廃止)
→	流域下水道幹線
⊙	ポンプ場

滝川都市計画下水道	
総括図	No. 1
縮尺	1/25,000

凡		例	
---	都市計画区域	---	地区計画区域
---	第一種低層住居専用地域	---	道路または河川中心線
---	第二種低層住居専用地域	---	上記以外の境界線
---	第一種中高層住居専用地域	---	都市計画道路
---	第二種中高層住居専用地域	---	北海道縦貫自動車道
---	第一種住居地域	---	都市計画公園
---	第二種住居地域	---	都市公園
---	準住居地域	---	特別工業地区
---	近隣商業地域	---	研究研修地区
---	商業地域	---	大規模集客施設制限地区
---	準工業地域	---	商業業務誘導地区(第一種)
---	工業地域	---	商業業務誘導地区(第二種)
---	60 上段 容積率(%)	---	商業業務誘導地区(第三種)
---	40 下段 建蔽率(%)	---	商業業務誘導地区(第四種)
---	第一種低層住居専用地域	---	準防火地域
---	第二種低層住居専用地域	---	特定用途制限地域(主要幹線沿道地区)
---	建築物の高さ制限10M	---	特定用途制限地域(農村環境保全地区)